

第2章 取引をおこなう主体

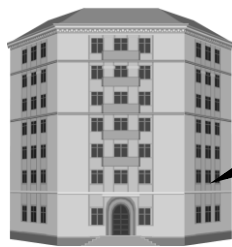
引渡し&登記
の義務

建物を引渡す債務



売主

建物代金を請求し
受取る債権



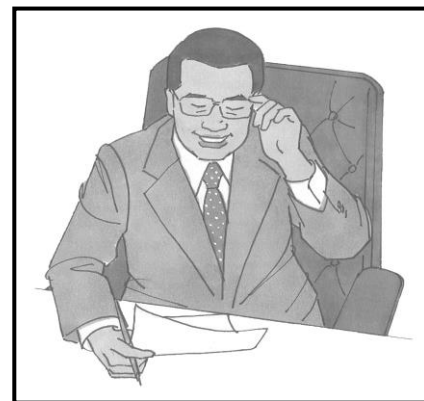
売買の
目的物

建物の引渡しを
受ける債権

売買契約

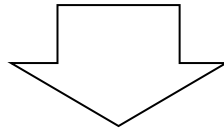


有償諾成契約

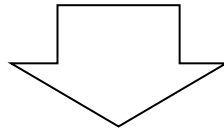


買主

建物代金を支払う
債務



この場合の「売主」・「買主」を
権利・義務の主体という



権利能力＝権利・義務の主体となることが
できる法律上の資格

民法上
すべての人は
「権利能力」を有する



- ① 人＝自然人
- ② 権利能力を付与された団体＝法人

意思能力と行為能力

★意思能力とは
行為の結果を弁識する精神的能力

★行為能力とは
単独で完全に有効な法律行為を
行うことができる資格

★権利能力とは
権利義務の主体となり得る資格
自然人は全て持つ
法人も持つ場合あり



制限行為能力者

未成年者	満18歳未満の者	法定代理人	取り消すことができる
成年被後見人	事理弁識能力を欠く常況にある者	成年後見人	取り消すことができる
被保佐人	事理弁識能力が著しく不十分な者	保佐人	取り消すことができる
被補助人	事理弁識能力が不十分な者	補助人	取り消すことができる

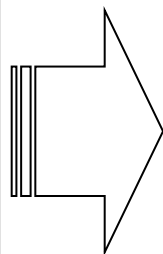
制限行為能力者保護の例外

【制限行為能力者の詐術】

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

(民法21条)

黙っていただけで詐術に当たるか？



黙秘していただだけでは詐術に当たるとはいえないが、制限行為能力者の他の言動などとともに相手方の誤信を強めさせた場合には、詐術に当たる。

(最判昭44. 2. 13)

法人はなぜ必要か？

民法

自然人とは
別個の独立した
実態

手続きの煩雑さ

権利義務の主体としての地位を認め...

契約の当事者となり、独立して財産を
所有・管理可能とした

法人の分類

ア)	公法人	国・都道府県・市町村
	私法人	公法人以外の法人
イ) 私法人 の種類	社団法人	自然人の集合体に権利能力を与えた
	財団法人	財産の集合に権利能力を与えた

権利能力なき社団

権利能力なき社団とされるための要件

(最判昭39.10.15)

- ① 団体としての組織を備えること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず、団体そのものが存在すること
- ④ 組織において、代表の方法、総会の運営などの主要な点が確定していること

商人とはなにか？

- ① 自己の名をもって = 自分が権利義務の主体
- ② 商行為を = 後述
- ③ 業とする = 営利目的で、継続的に反復して行う

- a. 絶対的商行為 = 誰がしても常に商行為
- b. 営業的商行為 = 営業として反復的にしたときに商行為
- c. 付属的商行為 = 商人が営業のためにする補助的商行為